

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月27日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区響町1丁目62番

氏 名 西日本ペットボトルリサイクル株式会社

代表取締役社長 千々木 亨

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-761-7733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	西日本ペットボトルリサイクル株式会社
事業場の所在地	北九州市若松区響町1丁目62番
事業の種類	その他の製造業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

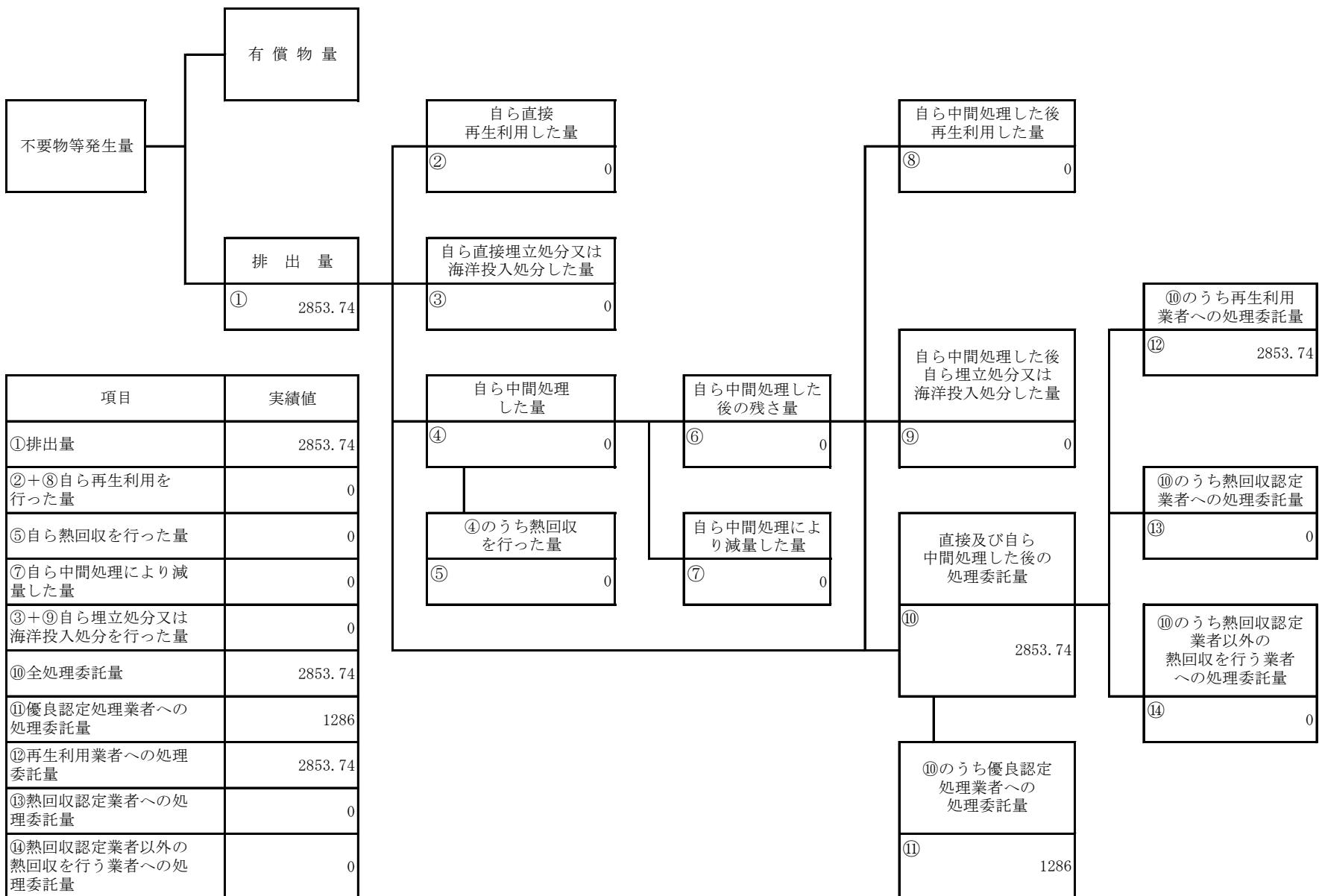
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3211.71 t	全処理委託量	3211.71 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	1410.75 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	3260.50 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

計画の実施状況

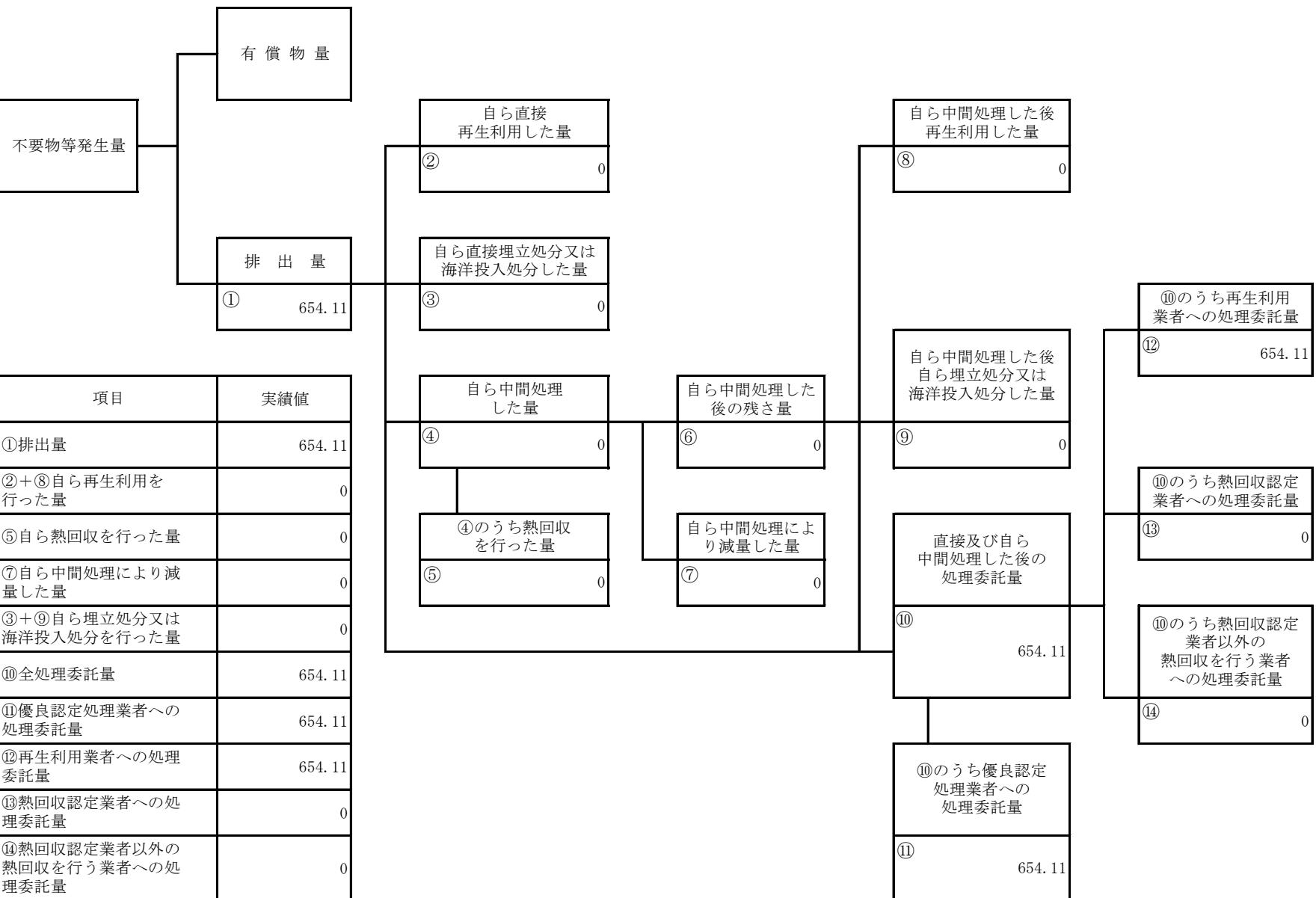
(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類)



(第2面)

計画の実施状況

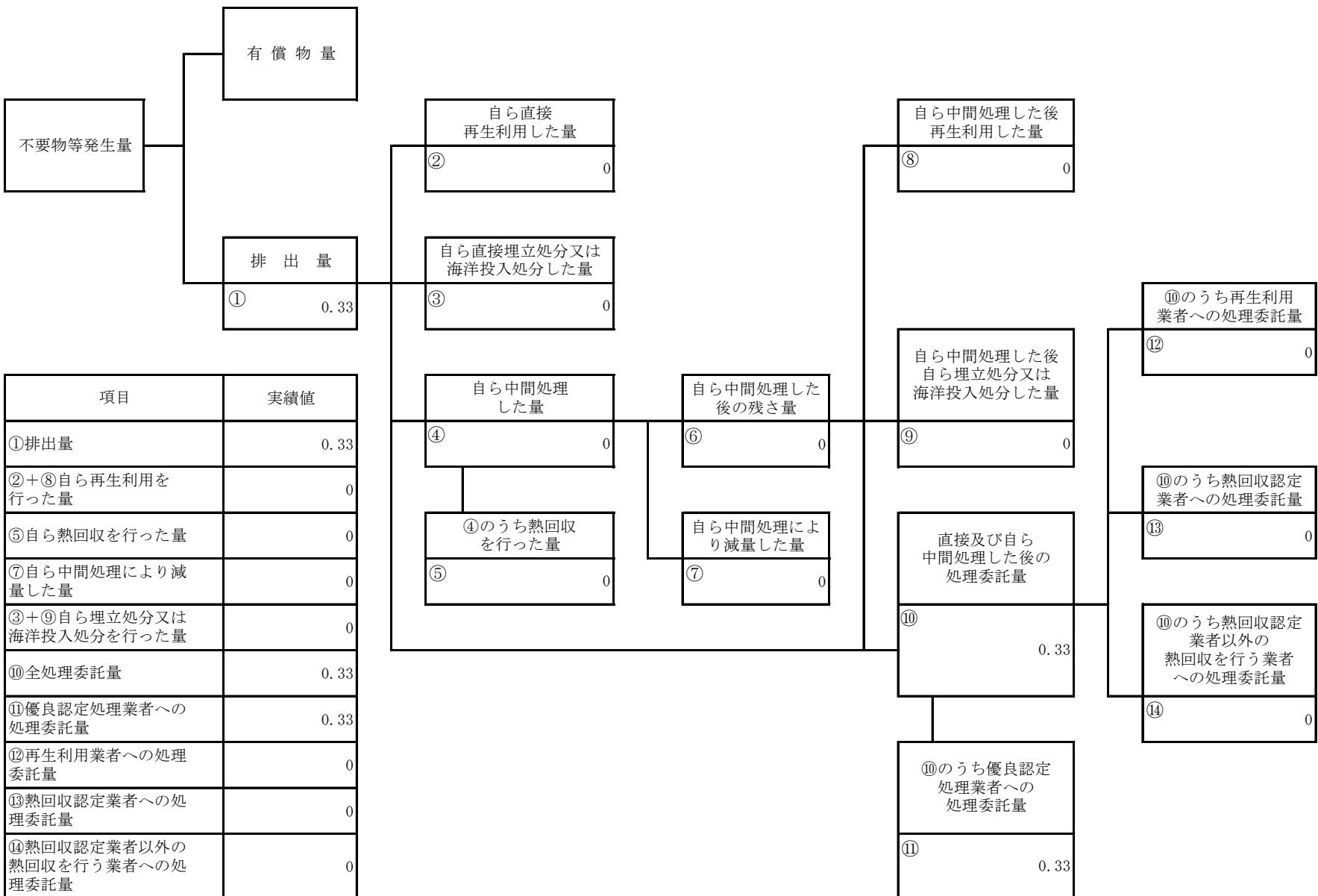
(産業廃棄物の種類： 汚泥（泥状のもの）)



(第2面)

計画の実施状況

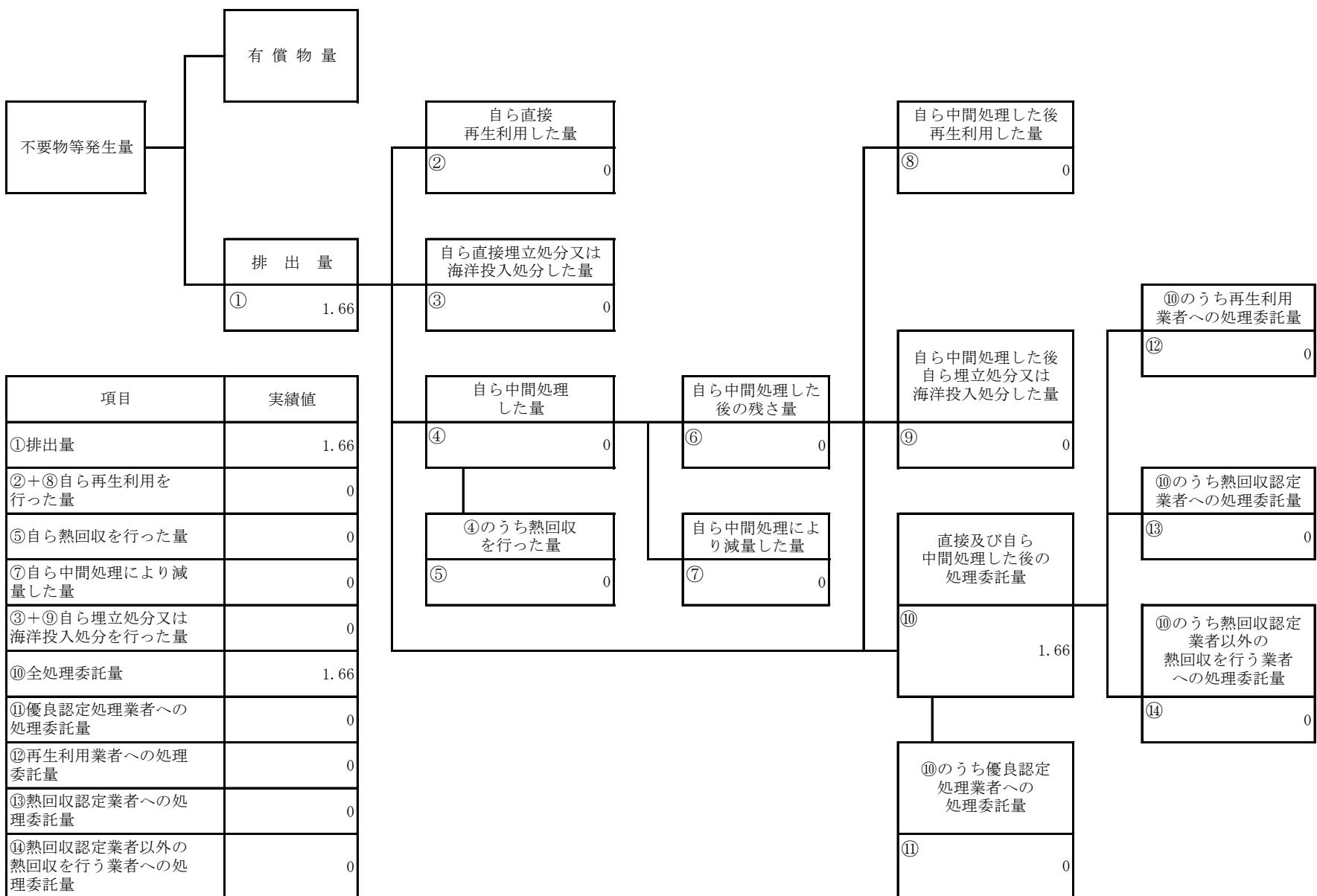
(産業廃棄物の種類： ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)



(第2面)

計画の実施状況

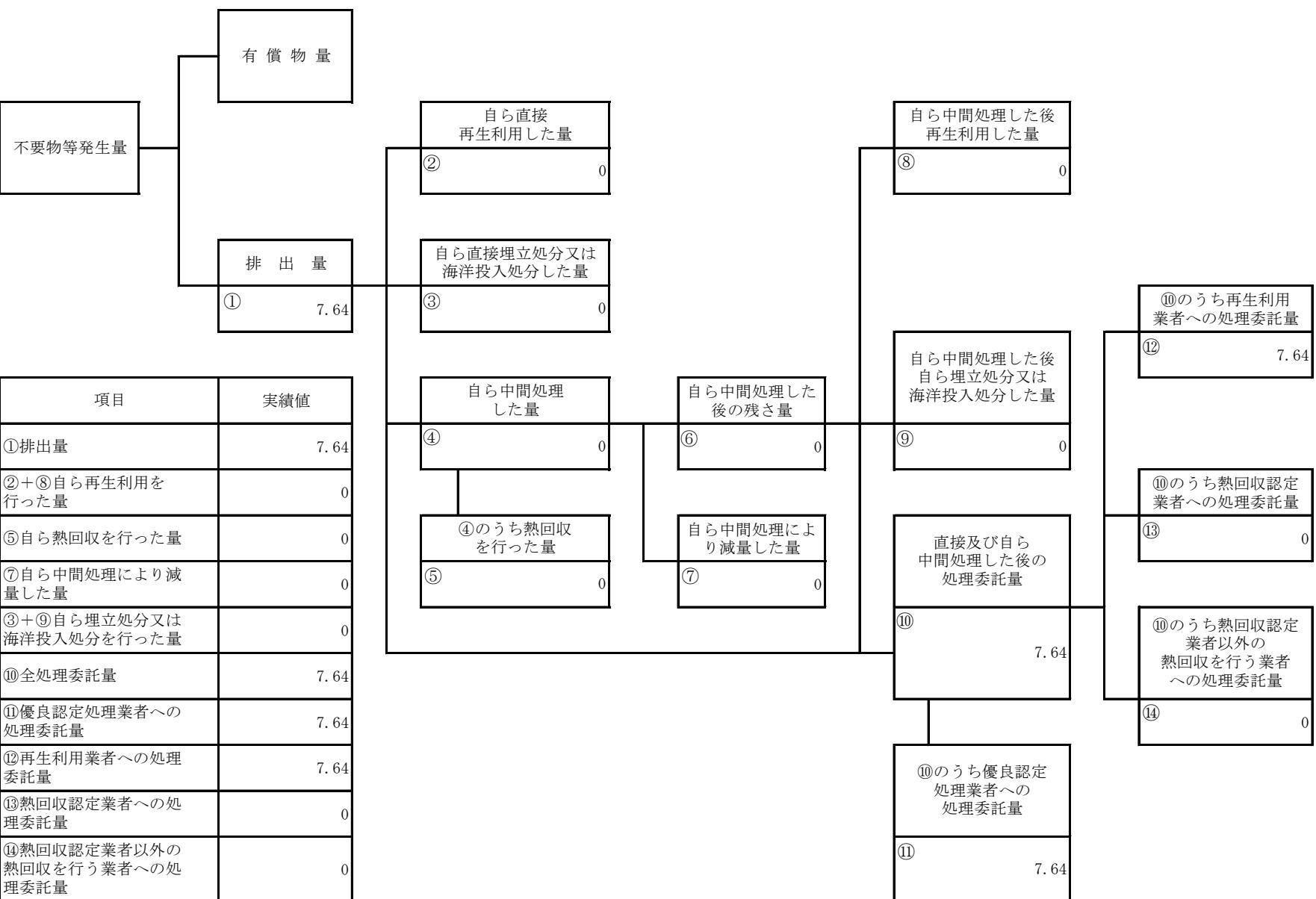
(産業廃棄物の種類： 建設混合廃棄物)



(第2面)

計画の実施状況

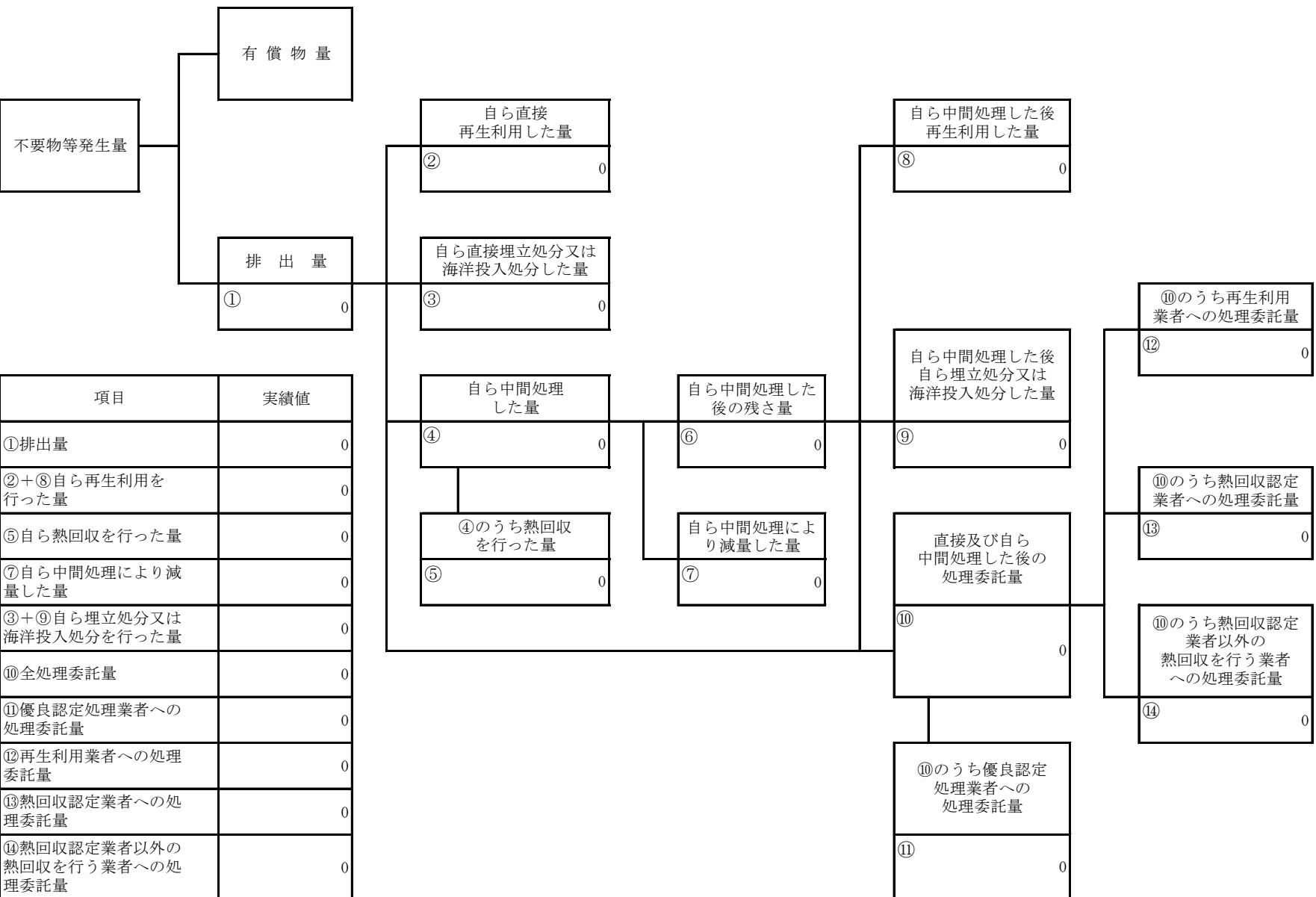
(産業廃棄物の種類： 木くず)



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃油)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区響町1丁目62番
氏 名 西日本ペットボトルリサイクル株式会社
代表取締役社長 千々木 亨
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 093-761-7733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西日本ペットボトルリサイクル株式会社
事業場の所在地	北九州市若松区響町1丁目62番
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	その他の製造業
②事業の規模	容リ協委託 廃ペットボトル処理実績 20880トン／年 (令和4年度)
③従業員数	53名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[製造工程] --> B[廃プラスチック類]; A --> C[木くず]; A --> D[蛍光灯]; A --> E[ガラスくず]; A --> F[廃油]; A --> G[廃OA機器]; A --> H[建設混合廃棄物]; I[排水処理工程] --> J[汚泥]; B --> K[委託処理]; B --> L[焼成・セメント原料化]; K --> M[委託処理]; M --> N[圧縮・破碎・混練]; C --> O[委託処理]; O --> P[破碎・再生化]; D --> Q[委託処理]; Q --> R[分別・破碎・再生化]; E --> S[委託処理]; S --> T[破碎・埋め立て]; F --> U[委託処理]; U --> V[水分除去・再生化]; G --> W[委託処理]; W --> X[解体分別・再生化]; H --> Y[委託処理]; Y --> Z[分別・破碎・埋め立て]; J --> AA[委託処理]; AA --> BB[コンクリート固化]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】（別紙2参照）		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用可能なプラスチックは選別し樹脂メーカーに原料として販売。 		
	【目標】（別紙2参照）		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き再利用可能なプラスチックの選別を行う。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・手選別、選別装置による異樹脂の分別 ・廃棄物の種類ごとに置き場を決めて分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・手選別、選別装置による異樹脂の分別 ・廃棄物の種類ごとに置き場を決めて分別

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】（別紙2参照）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃プラスチックの一部、汚泥、木くずは優良認定事業者に処理を委託する。また可能な場合は再生利用可能な事業者に委託する		

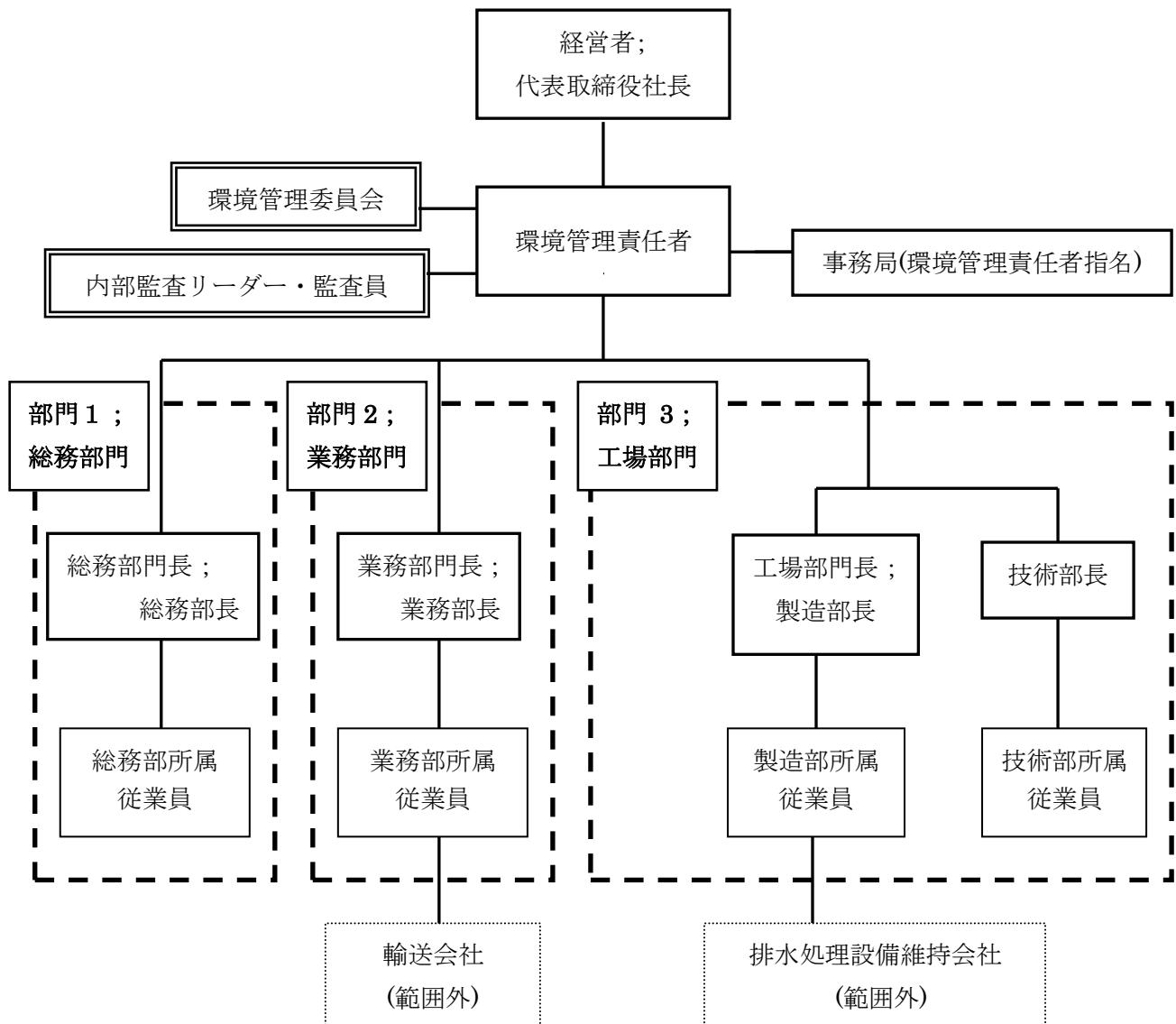
(第5面)

②計画	【目標】別紙2参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>廃プラスチックの一部、汚泥、木くずは優良認定事業者に処理を委託する。また可能な場合は再生利用可能な事業者に委託する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制



環境管理委員会メンバー；

社長、環境管理責任者、総務部門長、業務部門長（特管産廃管理責任者）、工場部門長
技術部長

産業廃棄物管理（特別管理産廃含む）

- 各部門長は自部門で発生する廃棄物について分別、保管、排出処理委託の責任を負う。
- 各部門長は自部門で発生する廃棄物の発生量抑制に努める。
- 業務部長は産業廃棄物マニフェストを管理する。また実施手順書を作成、適切に運用されるよう教育を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	木くず	ガラスくず	蛍光灯	建設混合廃棄物	廃OA機器	廃油	合計
現状【前年度実績】	2853.74 t	654.11 t	7.64 t	0.33 t	0 t	1.66 t	0 t	0.00 t	3517.48 t
計画【目標】	2850.00 t	650.00 t	7.00 t	0.25 t	0.01 t	1.50 t	0.05 t	0.4 t	3509.21 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月27日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区響町1丁目62番

氏 名 西日本ペットボトルリサイクル株式会社

代表取締役社長 千々木 亨

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-761-7733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	西日本ペットボトルリサイクル株式会社
事業場の所在地	北九州市若松区響町1丁目62番
事業の種類	その他の製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

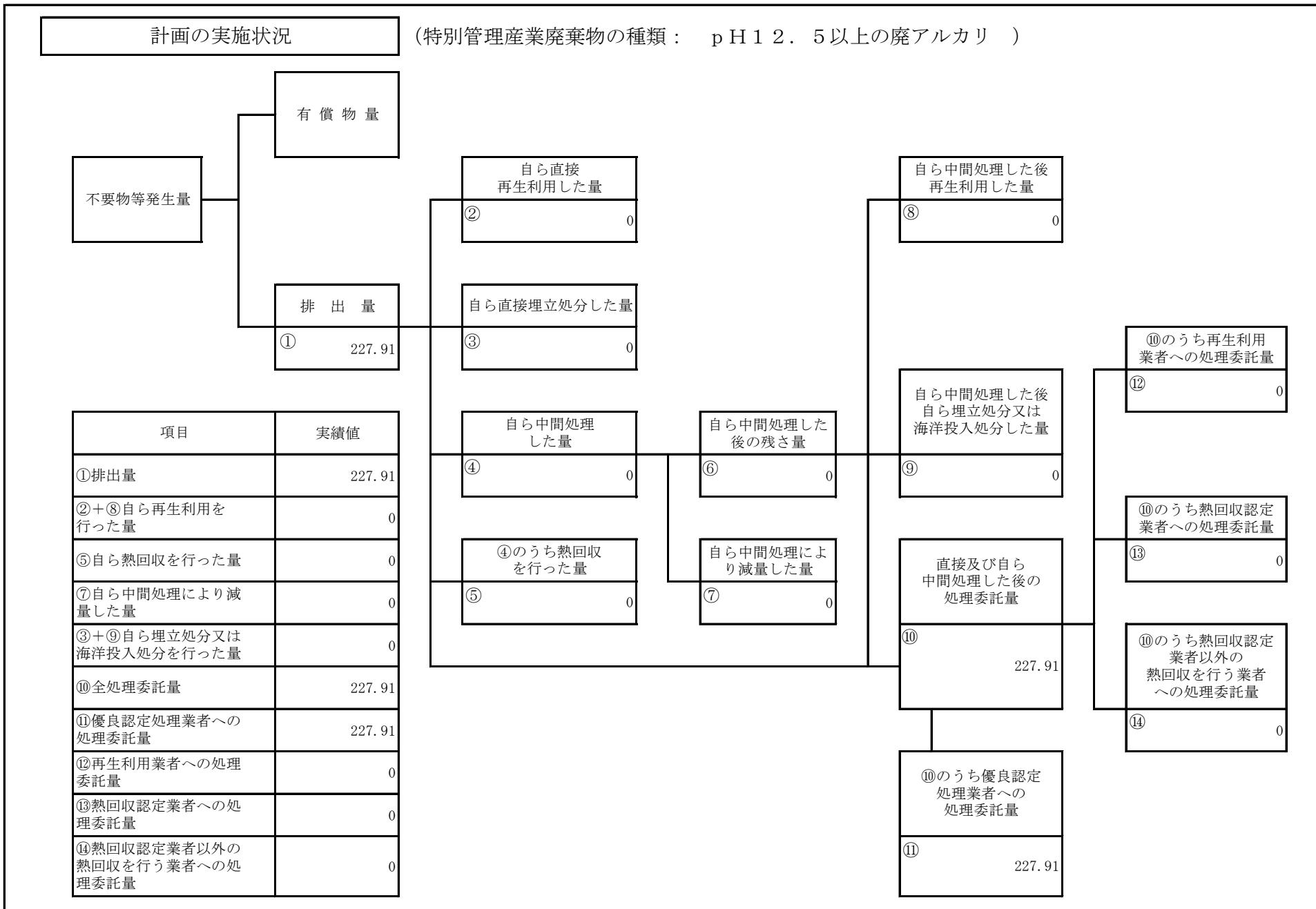
項目	目標値	項目	目標値
排出量	160.8 t	全処理委託量	160.8 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	160.8 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分 を行いう 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

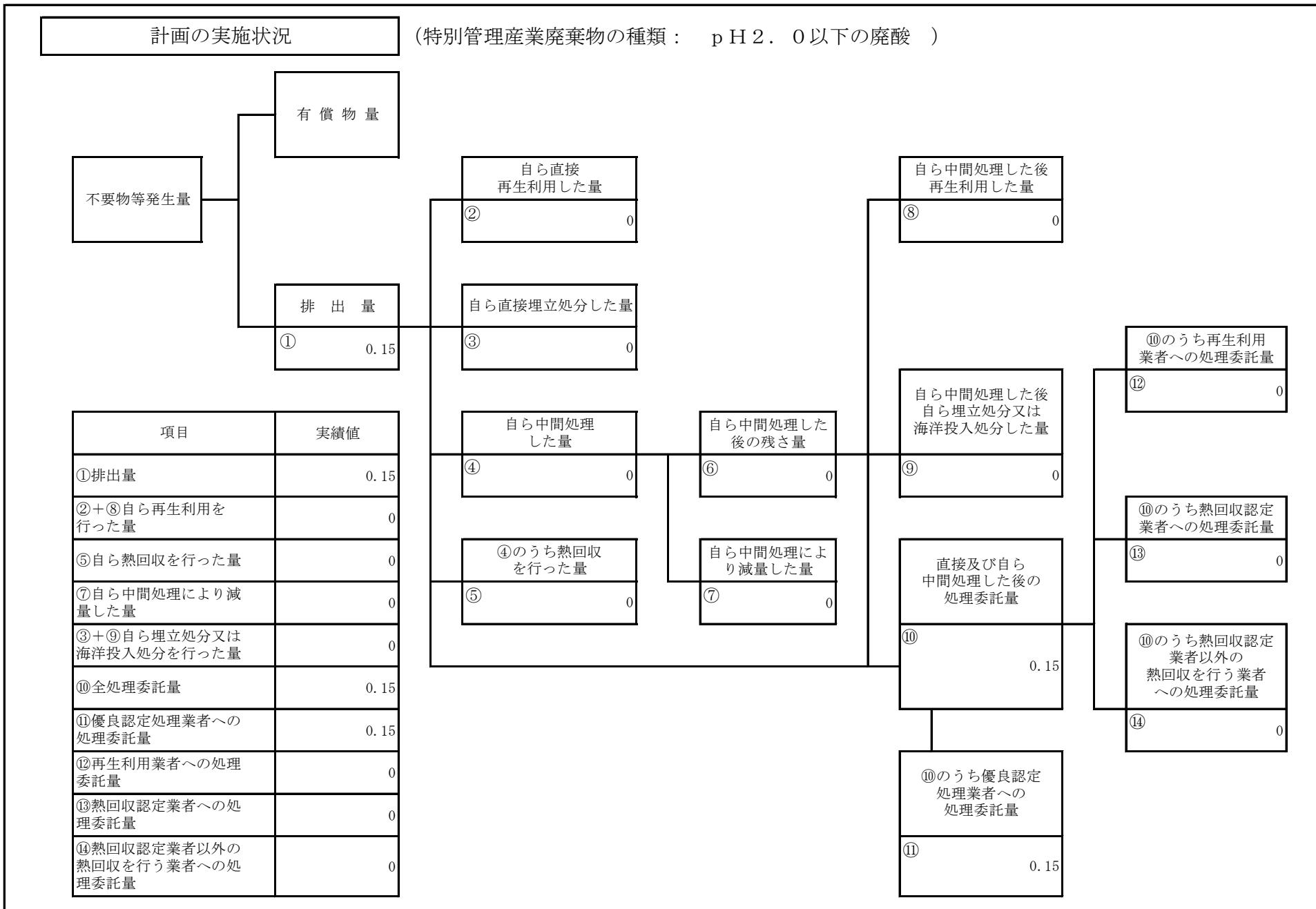
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 155.41 t	前年度 228.74 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェストでの運用を実施した。		
※事務処理欄		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)



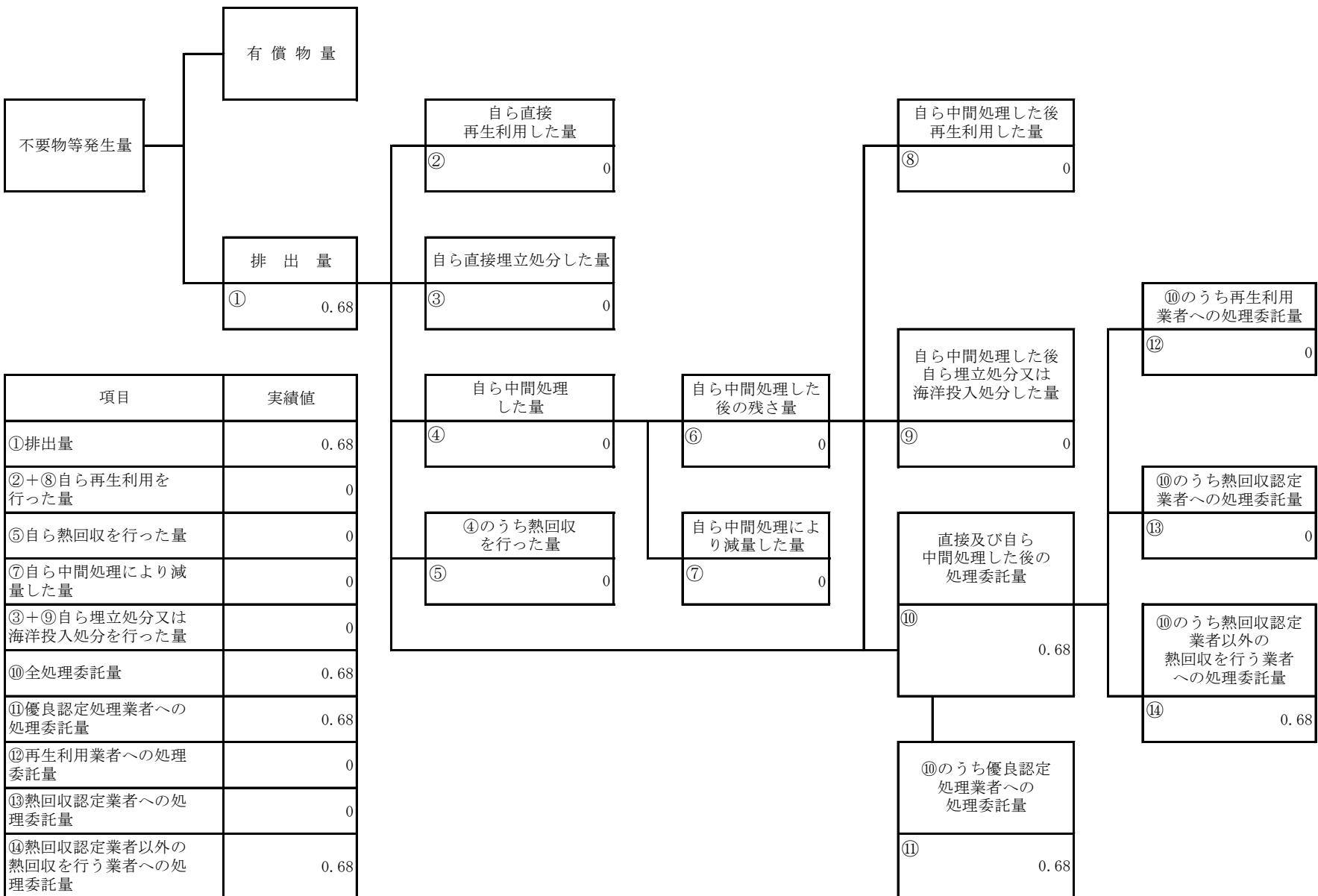
(第2面)



(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 燃えやすい廃油)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

北九州市長 武内 和久 様

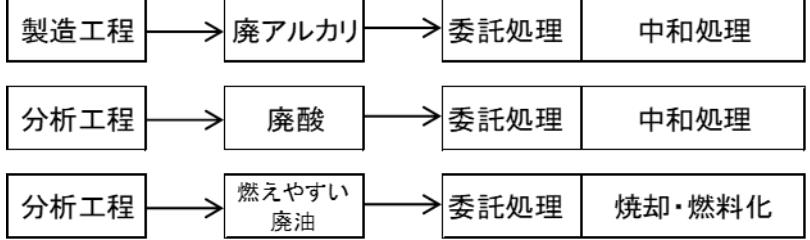
提出者

住 所 北九州市若松区響町1丁目62番
氏 名 西日本ペットボトルリサイクル株式会社
代表取締役社長 千々木 亨
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 093-761-7733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	西日本ペットボトルリサイクル株式会社
事 業 場 の 所 在 地	北九州市若松区響町1丁目62番
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	その他の製造業
②事 業 の 規 模	容リ協委託 廃ペットボトル処理実績 20880トン／年 (令和4年度)
③従 業 員 数	53名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】（別紙2参照）		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組) アルカリ排液の一部を自社の排水処理設備で中和、浄化し下水道排出基準値以下にして排水することで、廃アルカリの減量化を実施。			
②計画	【目標】（別紙2参照）		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組) アルカリ排液の一部を自社の排水処理設備で中和、浄化し排出基準値以下にして下水に排水することで、廃アルカリの減量化を実施。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃アルカリ専用タンクを設け過剰なアルカリ排液が排水処理工程に流入しないようにしている。 燃えやすい廃油、廃酸は専用キャビネットに保管している。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃アルカリ専用タンクを設け過剰なアルカリ排液が排水処理工程に流入しないようにする。 燃えやすい廃油、廃酸は専用キャビネットに保管する。
②計画	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

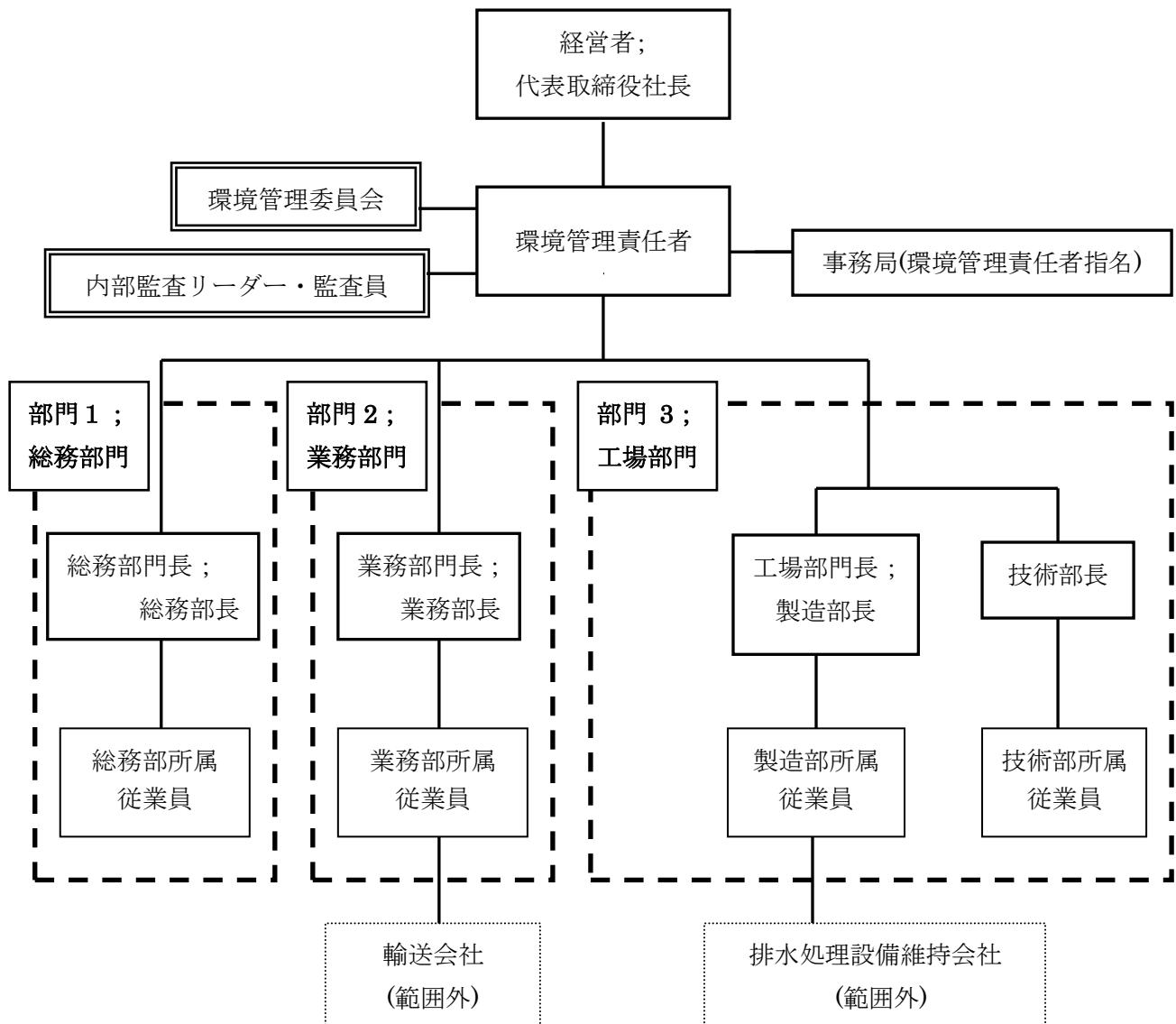
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】（別紙2参照）		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 廃アルカリ、廃酸、廃油は優良認定事業者に処理を委託する。			

②計画	【目標】(別紙2参照)		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃アルカリ、廃酸、廃油は優良認定事業者に処理を委託することを 継続する。		
	【前年度（令和4年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		228.74 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストでの運用を行っており今後も継続する。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

管理体制



環境管理委員会メンバー；

社長、環境管理責任者、総務部門長、業務部門長（特管産廃管理責任者）、工場部門長
技術部長

産業廃棄物管理（特別管理産廃含む）

- 各部門長は自部門で発生する廃棄物について分別、保管、排出処理委託の責任を負う。
- 各部門長は自部門で発生する廃棄物の発生量抑制に努める。
- 業務部長は産業廃棄物マニフェストを管理する。また実施手順書を作成、適切に運用されるよう教育を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸	燃えやすい廃油	-	-	合計
現状【前年度実績】	227.91 t	0.15 t	0.68 t	- t	- t	228.74 t
計画【目標】	250.0 t	0.15 t	0.65 t	- t	- t	250.8 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸	燃えやすい廃油	-	-	合計
現状【前年度実績】	- t	- t	- t	- t	- t	- t
計画【目標】	- t	- t	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸	燃えやすい廃油	-	-	合計
現状【前年度実績】	- t	- t	- t	- t	- t	- t
計画【目標】	- t	- t	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸	燃えやすい廃油	-	-	合計
現状【前年度実績】	- t	- t	- t	- t	- t	- t
計画【目標】	- t	- t	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH2.0以下の廃酸	燃えやすい廃油	-	-	合計
現状 前 年 度 実 績	全量処理委託量	227.91 t	0.15 t	0.68 t	- t	228.74 t
	優良認定処理業者への処理委託量	227.91 t	0.15 t	0.68 t	- t	228.74 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者処理委託量	- t	- t	0.68 t	- t	0.68 t
計画 目 標	全量処理委託量	250.0 t	0.15 t	0.65 t	- t	250.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	250.0 t	0.15 t	0.65 t	- t	250.8 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者処理委託量	- t	- t	0.65 t	- t	0.65 t